

三保の文化

三保の文化財を守る会

機関誌 第79号

6月号 1998年
6月1日

題字/中山忠彦画伯
(北原出身)

豊前国 福島神楽

旧豊前国は豊かな自然と長い歴史に育まれた多くの伝統文化が残されている。そうした文化のひとつが、古くから伝えられる民俗芸能「神楽」であり、民衆に愛好され、神社の

祭礼には賑やかな笛太鼓・銅拍子の囃子で勇壮な神楽が奉納される。

神楽は古代に成立した鎮魂舞踊で、「神座(かむくら)」の音略化したものという説が最も有力である。

「神座」は神さまの座、依代をいい、神さまに仕える人々が神座を奉じて村里を訪れ、人の長命や土地の祝福を祈る舞をおこなった。これが神楽の起源といわれる。

九州には神楽が数多く分布し、その代表が日向の高千穂神楽で、旧豊前国にも広く神楽があり、天岩戸開きを演ずることから「豊前岩戸神楽」と称している。

こうした里神楽の成立は、早くて十五世紀から十六世紀頃とみられ、神楽の演技者は明治の初め頃まで神職で、この社人神楽が民間の神楽団体(神楽社



神迎の鬼

原外記が神舞を改革して社人神楽とした。その後、明治になって秋満社家より民間の「植野神楽社」に伝授され「植野神楽」として昭和四十一年に県無形民俗文化財に指定されている。

秋満社家の神楽の伝授は、植野組の外に宇佐の富山組・日岳組、中津市永添の神職古野正種、

成し、舞六人衆三人を要する。中津市大字福島の「福島神楽」の発祥は「高橋社家より伝授された」との口伝がある。

高橋日向守清祖は正暦年間(九九〇―九九四)に広島島の厳島神社の祭神市杵島姫命の分霊を勧請し、豊前国下毛郡の福島山ノ中(中津市大字福島)に厳島社の末社を建立し神主となつた。厳島社は天正十五年十二月に若宮八幡社に合祀される。

高橋氏の系譜では、日向守清種は下毛郡福島・加来・森山・伊藤田、上毛郡友枝(福岡県築上郡大平村)の各村の神社の神職をしている。その後、高橋社家は享保元年(一七一六)の寺社改め帳に「福島村社人高橋平太夫。高橋庄太夫。高橋左京」とある。

一方、上毛郡(福岡県築上郡)の元禄二年(一六八九)の神社改帳に「貫船大明神社司高橋越前」「西友枝村氏神八社大明神社司下毛郡福島村高橋龜之助右之村末社一山神十一社人同人」とあって、その頃の高橋社家の社務の範囲が友枝村までひろがっていたことがわかり、それ以前に高橋家系図に「消行・東友枝神官成」とある。

請・組)に伝授された。

豊前岩戸神楽として中津市では植野神楽・蟬瀬神楽・福島神楽が盛況で、推移がわかるのは中津市大字植野にある若旗神社の伝承である。

元龜・天正年間(一五七〇―九一)に秋満(植野)土佐守藤

「植野神楽」は、湯立・神阪・年回の各三十三番があり、四十七番の舞を組み合わせて編

また、八社宮の古文書（明和元年）や棟札等に「高橋丹後守・高橋主水」、原井大蔵神社の棟札に「高橋若狹正」と高橋姓がみられ、神楽に關係する記録は、明和元年（一七六四）の友枝八社宮の古文書である。

明和元年

友枝八社宮祭礼式法及次官席順

一、御神樂時分使

一、次官神樂 三拾八番

（以下省略）

友枝八社宮次官連中席順

十八神道神主高橋丹後守

司宮 高橋主水

以下三十九名の名前

次官（すけ）神樂は三十八番舞われ、その費用は次官連中が受け持っている。

この資料によつて高橋社家と關係が深い友枝の社司が神樂にかかわっていることがわかる。そのうえ秋満社家伝承の神樂伝授の中心になつた中津市永添の神職古野正種との關係がふかい。

古野は明治十年頃に佐知の佐助こと広沢渡に神樂を伝授した人で、明治七年二月に古野勘解油の長男（養子）吉秋が高橋家の婿養子になつており、彼は古野正種から神樂を伝授された一人ではなからうか。

福島神樂演目

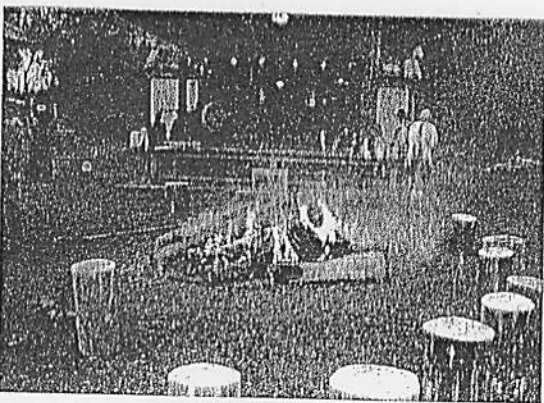
演 目	湯 立	神 逆	年 会	神ノ前式
霊迎			①	
大庭舞	①	①	②	①
一人手草	②	②	③	②
二人手草	③	③	④	③
大汐舞	④	④	⑤	④
掛手房			⑥	
大神	⑤			
弓証護	⑥	⑥	⑧	⑥
地割（本地割）	⑦	⑦	⑨	⑦
御先	⑧	⑤	⑦	⑤
宝満	⑨	⑦	⑩	
米舞	⑩	⑨	⑪	
五大神	⑪	⑧	⑫	
美々津		⑪	⑬	
引人柴		⑫	⑭	
綱口			⑮	
山神	⑫	⑩	⑮	
刀舞	⑬		⑮	
早神	⑭	⑬	⑮	
神迎	⑮	⑬	⑮	
綱御先		⑮	⑮	
幣証護		⑮	⑮	
御子舞		⑮	⑮	
鎮座戸	⑮	⑮	⑮	
岩戸		⑮	⑮	
奉幣	⑮	⑮	⑮	⑧
兼之命	⑮	⑮	⑮	⑨
東方鬼神	⑮	⑮	⑮	⑩
南方鬼神	⑮	⑮	⑮	⑪
西方鬼神	⑮	⑮	⑮	⑫
北方鬼神	⑮	⑮	⑮	⑬
石こりづめ之命	⑮	⑮	⑮	⑭
玉能祖之命	⑮	⑮	⑮	⑮
長白羽之命	⑮	⑮	⑮	⑯
太玉之命	⑮	⑮	⑮	⑰
天鈿女命	⑮	⑮	⑮	⑱
手力男命	⑮	⑮	⑮	⑲
大蛇退治	⑮	⑮	⑮	
湯之御先	⑮	⑮	⑮	
神隨	⑮	⑮	⑮	
鎮火祭	⑮	⑮	⑮	
一国一社	⑮	⑮	⑮	
七五三祓	⑮	⑮	⑮	

※番外・福島神樂社独特の神樂 ②③④⑤

① 四神方剣 ② 四ツ手舞 ③ 虫塚 ④ 小市郎 ⑤ 地固め

こうした、神樂とのかかわり

あいがある高橋社家であるが、三保地区（福島・伊藤田）には神樂に関する資料はみあたらない。だが、「天保七年の墨書銘」の神樂面（手力男之命）、北原の伊勢宮に弘化四年に地元庄屋長岡龜七が寄進した神樂面十面によつて、三保地方も神職が舞つていたことは確実である。



菅原神社の舞殿

民に伝授されていった。中津市永添の神職古野家から高橋家の養子になつた吉秋は、福島村の里掌役に奉職、明治十三年十月四日より福島・田尻・加来・上下伊藤田の五カ村の村社・末社の神官になつてゐる。ところが、高橋社家から民間に神樂がいつ頃伝授されたかは記録がなく、關係者より聞き取り調査し、明治時代の地元の演技者は、徳永弥十郎・中山寛蔵・中尾俊市で、こうした人が福島神樂社の創始にかかわつた

中心人物とみられる。

徳永弥十郎は神徒で社人の毛頭・面が禁止されてから、その役割の神樂を舞つていた。また、徳永は中山寛蔵と共に宇佐郡の日岳に湯立神樂を伝授したとも語り伝えられている。

大正四年十一月の御大典の奉祝天覽神樂に、下毛郡の佐知の広沢渡を代表とする神樂奉仕団に福島神樂の演技者も参加したと伝えられる。

また、昭和初年に中国の青島神社の奉納神樂にも参加し、大

正から昭和十年代は、地元や近隣の神社の祭礼で最盛況であった。

神楽社の現役古参格の五人は昭和三十一年に靖国神社大祭で神楽を演じ、感謝状を貰い、昭和四十七年の大分護国神社大祭に参加しており、師匠として、城土七三郎（伊藤田）徳永弥十郎（福島）の名が見られる。

神楽演技者は神社庁の認証が必要で、現在福島神楽社の中心になって活躍している城土鶴正・真辺昭二の両氏は、昭和二十六年十月一日に神社庁指定神楽員として認証されている。

「福島神楽」は、湯立神楽三十四番、神逆神楽三十二番、年会神楽三十四番、神ノ前式神楽十九番である。

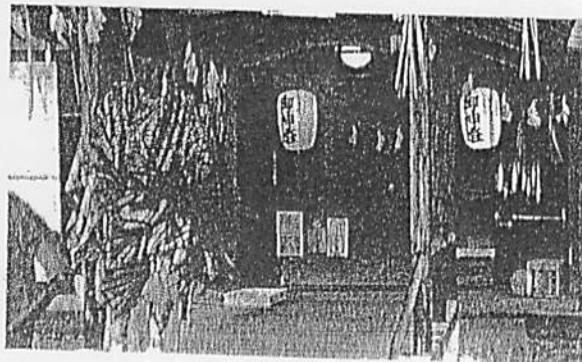
注目されるのは、門外不出の番外神楽四番で、この四番は他社には演目もなく、舞うこともできない神楽で、福島神楽は独自の演目を継承していたとみられる。

神楽の目的は、神社の氏神の心を和らげ天下泰平、国家安全、五穀成就、氏子繁栄を祈願することであり、時代の流れとともに派手な衣装に変わり、演劇化された部分もあるが、むかしの

舞も多く伝承されている。

神楽の舞の小さい所作については能などにみられる規則性はなく、大きな流れに間違いがなければよいとされている。従って神楽の舞には個性が生まれ、元は同じでも各神楽請独自の舞に変遷しているといわれる。

「福島神楽の解説と所作」は



一人手草

のいくつかを選んで解説することにした。

○一人手草（いちにんてふさ）

大麻舞（おおぬさまい）に続く一人手草（手房）の舞は、天の岩屋の前で天鈿女之命（あめのうずめのみこと）が天香山（あまのかぐやま）の小竹葉を手草に結んで舞った故事に習つ



御先

たもので、斎庭（ゆにわ）の清め祓い（はらひ）を意味している。

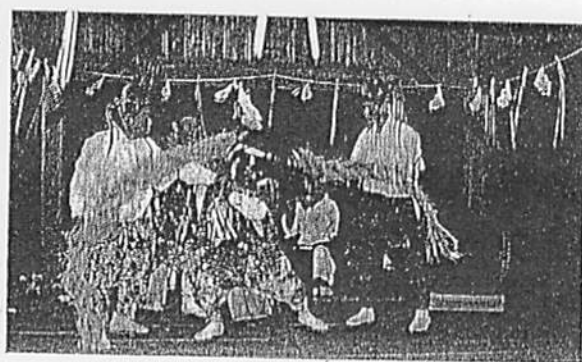
舞子の一人が竹の笹と小さい御幣（ごひ）を持って出、四方の神の清祓（はら）をする神楽で、この中にも祝詞（のりと）がある。

この神楽と同じ舞を二人でするのが二人手草であり、その後

に大汐舞と、一連の清め祓いの神楽が続く。

○御先（みさき）

日本神話の天孫降臨の際に二ニギノ命の道案内を猿田彦命（さるたひこのみこと）がし、天鈿女ノ命が御供をする。神楽では、猿田彦命の鬼は鬼杖（きぼう）という小幣（こへい）を持って、天鈿女ノ命の幣差（へいさ）（ほしや）は烏帽子



綱御先

逆して舞別れる。それから幣差と鬼の勇壮な舞になる。

○綱御先（つなみさき）

幣持ちちと御先面をつけた二人の舞子で、前段の舞がある。その後、後段の鬼と綱持の二人に、幣持ちちが出て、綱持と後段の鬼とのせりあいをする勇壮優雅な神楽である。

○神迎（かんむかい）

神さまを迎え、神さまを送る舞で、屋外でおこなわれるので道神楽といわれ、勇壮な立ち回りがあ

毛頭で櫛（たすき）をかけ、タツツケの軽快な姿の刀持ち二人（大刀と小刀）、烏帽子に狩衣に櫛かけ、タツツケ姿の薙刀（なぎなた）一人、幣持ち一人。それに、前段の鬼と後段の鬼が出る。

前段の鬼は鬼杖で大刀との切り合いをして、自分の所へ締め入れ、小刀と切り合い、締め入れ、薙刀と切り合い、薙刀も締め入れ、ご幣持ちと出会う。

あと、後段の鬼が出て、前段と同じことを繰り返す。

この神楽は、猿田彦命が天孫降臨の道案内をする「御先」の始まりであるといわれる。

昭和五十六年十二月に真辺昭二氏によってまとめられている。その後、昭和五十九年十月に「豊前神楽式拾八番次第」がつくられ、神楽は、祭日の午後三時頃から舞われ、最終は岩戸神楽で天の岩戸が開かれ神楽は終了する。そうした神楽



神 迎



神 迎

岩戸神楽

イザナキノミコトによつて根の
国に追放されたスサノヲノミコト
が天照大御神に暇乞いをするた
め高天原にやつてきて、心の
潔白を証明するため誓約をして、
スサノヲノミコトが勝利した。

勝ち誇つたスサノヲノミコト
は、高天原でさまざまな悪事を
はたらき、恐れた天照大御神が
岩戸に隠れたことにより、高天
原・葦原中国が暗やみになつて
しまう。

そこで、八百万の神が天の安
河に集まり、思兼ノ命が天照大
神を岩戸から連れ出すために
色々な方法を考える。

常世の長鳴き鶏を集めて鳴か
せ、玉、御幣を用意して、布刀玉
命が御幣を取り、天児屋命が祝
詞をとなえる。次に天鈿女ノ命
が桶を伏せて踏みとどろかせ神
がかりして踊り狂う、神々が笑
う。

不思議に思つた天照大神が岩
戸からのぞいたところを手力男
ノ命が引き出し、高天原と葦原
中国はもとのように太陽が輝き
明るくなる。これらの所作は、
冬に力の弱まった太陽の復活を
願う呪術的なものと言われ、
「岩戸神楽」で演じられる。



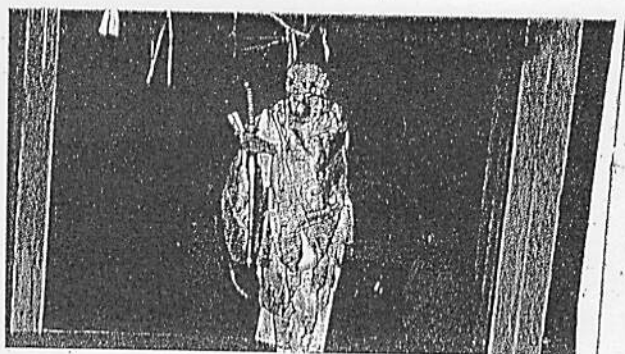
天 玉 祖 命



奉 幣



天 鈿 女 之 命



石こりづめの命

【岩戸次第】

思兼命は岩戸の御用番。

東方鬼、南方鬼、西方鬼、北
方鬼を退治する天石凝主命が登
場する。

（思兼）

思兼の神なり 天石凝主命は
岩戸の御前に御神樂を奏し給え
（石凝）

天照大御神は須岐尊命の悪し
き事により天の岩戸に籠らせ給
えば、日本常闇となり、八方の
悪鬼出来たりて真暗なる、さる
ほどに一度この剣を以て防ぎ戦
ふ、此のとき御剣を天照大御神
に捧げ奉つらん（剣を献じる）

天玉祖命が岩戸掃除又案内役
の舞をする。次に天太玉命が出
て「この鈴を櫛の枝に結び付大
御神に献じ奉つらん」と櫛の舞
をする。

長天白髪命は「岩戸の御前に
弓証護の御神樂を奏さばや」と
弓矢の舞の後 弓矢を献じる。

最後に天鈿女之命が、天の香
具山の小竹葉を手房に結んで舞
い、天の岩戸の片側に隠れた手
力男之命が引き布を持つて岩戸
を開き「岩戸神楽」は終了とな
り、演劇的要素をもつ面神樂で
あり、豊前神樂の主軸になつて
民衆に親しまれている。

福島神楽下

湯立神楽

竹の棚を結び、注連縄を廻して広さ十坪ぐらいの斎庭をつくり、斎庭の中ほどに三本足の湯柱を立て大釜をのせる。

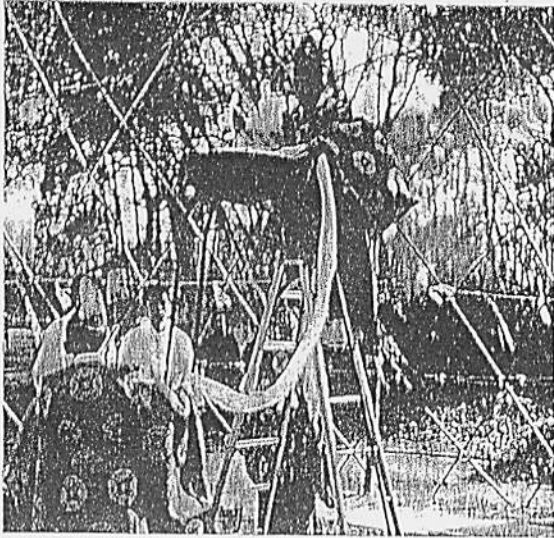
湯柱は生木を三本立て、柱に縄を巻き、土を塗り、その上に竹を芯にして土を塗った輪を置き大釜をのせるを古式とする。

その横に、青竹の上部だけ枝を残した湯鉢を立て注連縄を三方に張る。湯鉢の上方に神々の神名を書いた大幡などをつける。

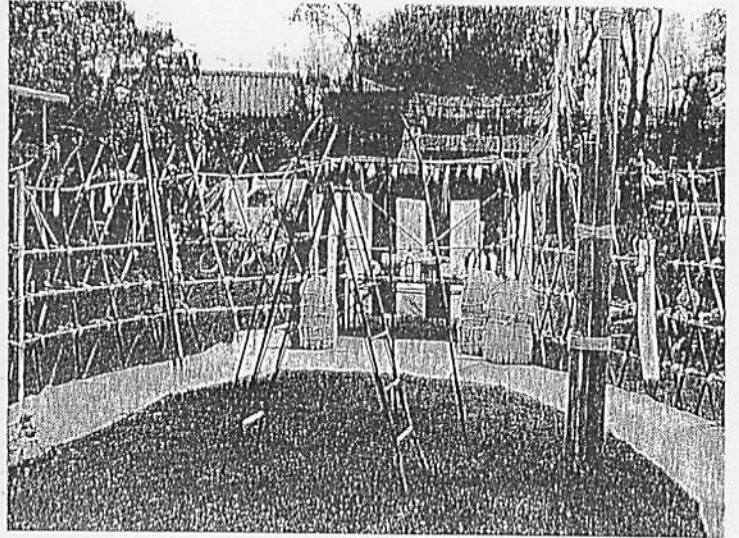
神棚に一国一社六〇余州の神々を祀り、神酒・供米・野菜・海山の幸を供える。

◇湯の御先ニ幣持ちと御先面の二人が湯庭の釜のまわりで方とりをし、湯の神、火釜、高じめに昇り綱を伝って降りてくる。その後、俵（米四斗入）または五斗入りで力持ちをする。

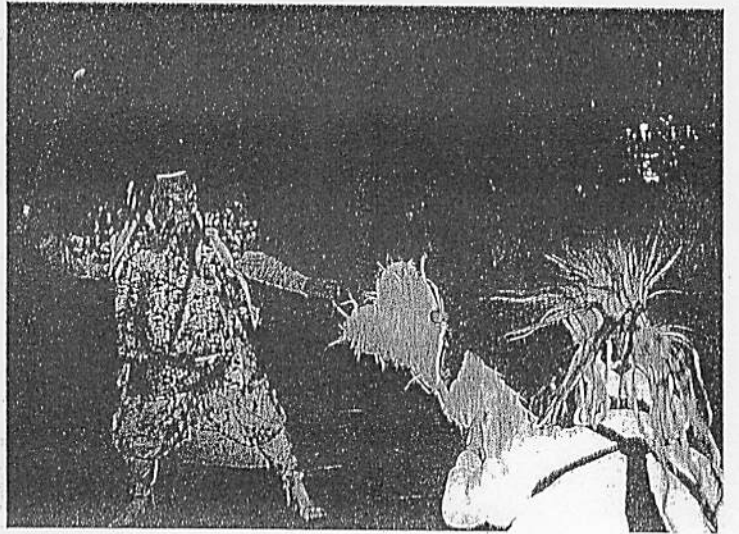
福島神楽は「鎮火祭」の時に大祝詞を読み、松三十三把を焚き、一国一宮にて日本六十八ヶの大宮を読み上げ、湯のはつおを神殿湯庭に捧げ、火渡りの行事がある。



火入式



湯立神楽の斎庭



大蛇退治

大蛇退治

日本神話をモチーフとする神楽でなじみ深いのが大蛇退治（おろちたいじ）で、爺さん、婆さん、姫さん、酒樽を担いだ狼が登場する。

スサノヲノ命が八の頭と八の尾を持つ大蛇に八つの酒船の酒を吞ませ、酔ったところを斬り殺し姫と結婚する勇壮な英雄物語で、子孫繁栄祈願の舞といわれる神楽である。

【大蛇退治の訓義の一部分】

須佐之男「その大蛇を退治するには、やしおりの酒をつくり、またかきおい、かきごとに八の窓を開け、酒船をもち姫を上段に姫の姿を写しおけば、蛇、姫を飲まんと酔いしれしとき、このあらまきの御剣をもつてやすやすとたいらげんなり。」

須佐之男「ただいま大蛇を退治するとき剣の刃が少しかげたり、あやしみてつつ先を切つてみればまさしく剣出たり、むらくもの宝剣なり、天照大神に獻じ奉まつらん、われは姫を連れむらくもへ立ち帰つて候、あしなづち手なづちは安川原にて御神楽を奏し給え、われは姫もるともむらくもへ立ち帰つて候。」

番外神楽 虫塚の所作

幣差が白の廻りにて折柳を舞った後、鬼は花道より左右左の引き足にて出て、幣差は花道に入る、鬼は白の廻りで左右左にて四方の方とりをし、中央の方とりの時に、白の中を見て、中央の方とりをなす、鬼が膝をつき、上を向いて、末広と杖にて中央を誉め、幣差と順逆をして舞い別れ、鬼は北方へ、幣差は西方へ、鬼は北方より南方へ、左右左の引き足にて東方へ向き、東方を誉める、後、舞い込んで、幣差と打ち合いをし、東方へ舞い込み、南方西方と方とりをし、西方の時に幣差と肩組みし、西方に舞い込み、鬼は左右左にて東方に行き、南方の方とりをする、その時、幣差と打ち合いをして、鬼は北方に向き、幣差は南方に向き、鬼は上より構え、幣差は下より構えて舞い別れして、順逆して、鬼は東方へ舞い込み、幣差は西へ舞い込み、鬼は西方の幣差と打ち合いをなし、鬼は東方へ舞い込み、又西方の方とりをする時、幣差は後ろより幣を脇下より差し入れ、鬼と幣が肩組みをし、順逆をしながら、鬼は南方に舞い込



虫塚

み、幣差は北方に舞い込みして鬼は左右左の引き足にて、北方の方とりをする、幣差は白にむかい、鬼と打ち合いをして、北方に舞い込み、鬼は南方へ舞い込み、白の中央を末広と杖にて、幣を残し、後段の鬼とかわり、後段の鬼は鞭をかけ、杖を持ち、前段と同じく、東方南方と方と

りし、西方の時に、幣差が藁の上の部分に火をつけたのを、杵で消し、幣差を順逆にて追い払い、西方に舞い込み、北方の方とりを左右左の引き足、北方の方とりをし、中央の時に幣差が白の中より、火を入れた時、杵にて藁の火を消す時、狂いの所作にて舞い、害虫を封じ込める神楽である。

【福島神楽の保存】

福島神楽は、明治年代の創始から現在に至るまで、何度かの世代交代の節目を乗り越え保存に努めた。

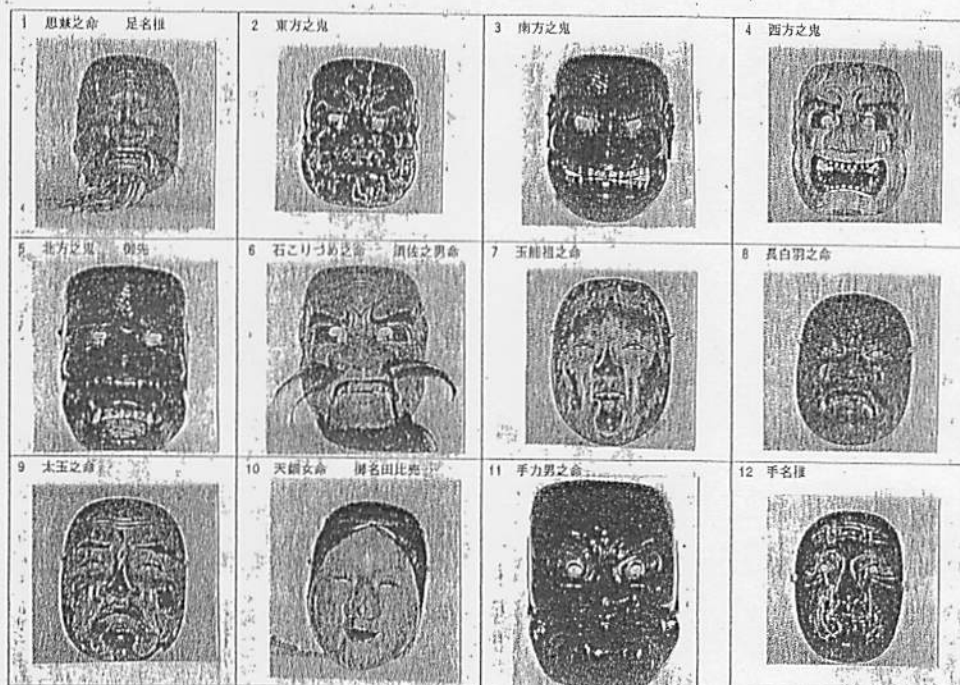
「福島神楽社」の専属宮は福島市の若宮八幡神社であり、神官

高橋当典氏のもとに保存団体となり、昭和五十六年五月に後援会（会員二八九名）を結成、同年十二月五日に大分県指定無形文化財の指定申請書を大分県教育委員会に提出した。

現在の福島神楽社は城土鶴正氏を代表に十四名で、三保地区

では古要神社・若宮八幡神社・城山神社・菅原神社は毎年一回、貴船神社、天満宮は不定期に奉納されている。他に中津市内・下毛郡・築上郡など不定期の奉納、他神楽社への応援もあつて、年十五・二〇日程度神楽を演じている。

郷土の伝統文化の福島神楽は、代々継承され今日に至ったが、構成員の高齢化が目立ち、平成元年から若手後継者二名の養成をはじめた。さらに、福島神楽の正しい芸態継承のために、その由来の調査、演目・所作などの基礎資料の収集・整理を三保の文化財を守る会でおこなっている。



神楽面

番号	面の名称	演目	色	縦・横・顔・頭・口・目	銘の有無及び内容
1	思兼之命	大蛇退治 足名様	肌	160×215×80	
2	東方鬼		青黒	182×216×112	
3	南方鬼		赤	196×250×127	
4	西方鬼		白	182×235×108	
5	北方鬼	御先	赤	186×250×144	
6	石こりづめ之命	大蛇退治 須佐之男命	肌	168×228×113	
7	玉能祖之命		白	153×209×73	
8	長白羽之命		肌	160×209×83	
9	太玉之命		白	161×214×83	
10	天照女命	大蛇退治 神名田比売	白	131×200×90	
11	手力男之命		赤	182×233×115	黒髪天竺七世 若 (以下不明)
12		大蛇退治 手名様	肌	151×201×74	

三保の文化 上巻

【非売品】

発行日 平成十二年四月一日

発行 三保の文化財を守る会

事務局 中津市伊藤田三〇五七番地
電話〇九七九一三二一五三四七

編集 三保の文化財を守る会事務局

印刷所 篠川原田印刷社

中津市牛神九一